

# 1 計画の前提

## I 市民自治

まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします

### 【基本計画方針】

#### 1 市民自治の基本となるルールづくり

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする、市民のための地方自治を推進します。そのための基本理念・基本原則や市民参画と協働の仕組みなど、自治体運営の基本を明らかにする(仮称)自治基本条例を市民との協働で制定し、市民参画と協働による市民自治をさらに推進します。

#### 2 市民参画の推進

さまざまな方法と場を通して、きめ細かく市民の意見を聞き取るとともに、行政情報をわかりやすく提供して政策形成や評価の過程への市民参画を図り、市民との合意形成を重んじます。また、市民満足度や市民ニーズを常に把握し、施策や事業などに市民の意見を反映します。

#### 3 市民・事業者・NPO等との協働の推進

施策の展開や事業実施にあたっては、市民ニーズに応じたきめ細かな質の高い行政サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築をめざして、市民・事業者・NPO等との意思疎通を図るとともに、教育機関なども含めて協働の推進を図ります。

### 【実施計画事業】

新規・継続	継続	事業コード	0 - I - 1 - ①	事業名	(仮称)自治基本条例の制定		
所管課	経営企画部		経営企画課	関連課			
事業目標	市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、自治体運営の基本を明らかにし、市民自治の基本となる理念や原則を定める条例を市民との協働により制定します。						
特記事項							
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
	条例素案の検討	条例の制定	運用	運用	運用	政策	4,591
						経常	0
						合計	4,591

## II 行財政運営

地方分権社会に対応した持続可能な行財政基盤の確立と効果的な都市経営をめざします

### 【基本計画方針】

#### 1 成果志向の行政経営への転換

- 1) 従来からの行政運営システムの構造改革を行い、民間の経営手法の良い部分を取り入れた新たな行政手法を導入して、成果志向に基づいた行政経営への転換を図ります。
- 2) Plan - Do - Check - Actionのマネジメントサイクルを確立し、成果志向に基づく目標管理による戦略的な行政経営を進めます。
- 3) 行政評価や人事評価など、さまざまな経営手法を活用するとともに政策・財政・行政改革などの各計画の一体的推進を図り、行政目標の達成をめざします。

#### 2 行政の効率化と財政の健全性の確保

- 1) 政策形成過程において、市民ニーズを的確に把握し、政策・施策目標の優先順位付けと目標達成のための手段の最適化を図ります。
- 2) 業務のIT化を進めるとともに、それに対応した組織体制の整備を行い、電子自治体の構築をめざします。
- 3) 業務プロセスの見直しと業務に応じた職員数の適正化を図るとともに、職員の意識改革と資質の向上を進めます。
- 4) 経費の抑制に努めるとともに、新たな手法の検討も含め収入の確保を図り、限られた財源を効果的に使うため、計画的な運用を図りながら財政力の向上に努めます。
- 5) サービスの提供にあたっては民間活力の導入と協働による推進を図ります。

### 3 政策立案機能の強化

地域に密着し市民ニーズに沿った質の高い政策を展開していくため、市民参画も含めた調査研究機能の強化により、職員の政策立案能力の向上と地域潜在力の活用を図ります。

### 4 市行政内部の連携

計画の推進にあたっては、各分野の整合を図りながら横断的な取り組みを進めます。

### 5 地方分権の推進

- 1) 個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざすため、福祉、教育、まちづくりなどで市民や地域の視点に立った、自立性のある総合的で質の高い行政サービスを推進します。
- 2) 地方分権の基本理念に則り、市民と地域の視点での政策形成の創意工夫を発揮し、課題解決のできる組織体制の整備を行います。
- 3) 行うべき業務の役割分担について行政・市民・事業者・NPOなどの担い手を明らかにします。

### 6 広域行政の推進・関係諸機関との連携

- 1) 交通問題・環境問題・市街地整備・施設利用など、さまざまな分野の共通課題において、神奈川県や周辺自治体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。
- 2) 地震などの災害対策をはじめとして救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。
- 3) 世界遺産登録推進にあたり、古都鎌倉の歴史的遺産が行政区域を越えて存在するため、近隣市との連携を図ります。

## 【実施計画事業】

新規・継続	継続	事業コード	0 - II - 1 - ①	事業名	第2期基本計画の進行管理		
所管課	経営企画部		経営企画課	関連課			
事業目標	基本計画の目標や施策の方針の達成状況や成果を総体的に表す目標指標を設定し、計画の進行管理及び施策進行評価に活用します。また、目標指標を設定するために、市民意識調査を実施し、その結果を公表します。さらに、後期実施計画及び次期基本計画の策定を念頭に置き、人口推計調査を実施します。						
特記事項	※ 第2期基本計画の目標、施策の達成状況や成果を総体的に表す指標						
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
	基本計画進行管理 市民意識調査の 実施	基本計画進行管理 市民意識調査の 実施	基本計画進行管理 市民意識調査の 実施 人口推計調査の 実施	基本計画進行管理 市民意識調査の 実施	基本計画進行管理 市民意識調査の 実施	政策	4,625
						経常	0
						合計	4,625

新規・継続	継続	事業コード	0 - II - 2 - ①	事業名	行政評価の推進		
所管課	経営企画部		経営企画課	関連課			
事業目標	マネジメントサイクル※1を確立した事務事業評価および施策進行評価を継続し、妥当性、有効性、効率性のある事務事業を執行するとともに、第2期基本計画の推進を図ります。また、外部評価により、評価結果を事務事業、施策等に反映し、効果的な都市経営をめざします。						
特記事項	※1 計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・見直し(Action)のサイクル ※2 市民・事業者・NPO等と共にまちづくりの理念や目的を共有しながら、新たな視点で地域経営を行っていくこと。						
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
	行政評価の実施	行政評価の実施	行政評価の実施	行政評価の実施	行政評価の実施	政策	3,300
						経常	0
						合計	3,300

新規・継続	新規	事業コード	0 - II - 2 - ②	事業名	コンビニ公金収納の実施		
所管課	会計課		関連課	情報推進課、納税課、市民税課、資産税課、保険年金課			
事業目標	コンビニでの公金納付環境を整備し、市民サービス及び収納率の向上をめざすとともに、収入の確保を図ります。						
特記事項							
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
		コンビニ収納システム導入の準備	コンビニ収納システム導入の準備	コンビニ収納システムの導入	コンビニ収納システムの運用	政策	18,895
						経常	0
						合計	18,895

新規・継続	継続	事業コード	0 - II - 3 - ①	事業名	市民参画型政策研究機関の検討		
所管課	経営企画部		経営企画課	関連課			
事業目標	独自性のある個性豊かな政策・施策の実施やさまざまな行政課題の解決のため、政策研究機関の有効性やあり方について検討します。						
特記事項							
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
	検討	検討	あり方の整理			政策	0
						経常	0
						合計	0

新規・継続	継続	事業コード	0 - II - 4 - ①	事業名	公共施設の配置計画の策定		
所管課	経営企画部		経営企画課	関連課	建築住宅課		
事業目標	公共建築物の維持保全システムを活用し、施設の統廃合など効率的な活用について方向性を整理します。また、大船地域の公共施設の統合などを含めた整備の検討や、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業等の新たに設置する公共施設との統廃合等、段階的に配置計画を策定し、公共用地・施設の効果的な利用を図ります。						
特記事項							
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
	既存施設のあり方等について検討	既存施設のあり方等について検討 配置計画の策定(第1次) 土地開発公社からの用地買替(鈴木邸・今井邸)	既存施設のあり方等について検討	既存施設のあり方等について検討 配置計画の策定(第2次)	既存施設のあり方等について検討	政策	2,918,886
						経常	0
						合計	2,918,886

新規・継続	新規	事業コード	0 - II - 4 - ②	事業名	公共建築物の維持保全システムの構築		
所管課	都市整備部		建築住宅課	関連課	経営企画課		
事業目標	公共建築物を適正に維持管理し、既存施設の有効活用を図るための維持保全システムを構築し、公共建築物をファシリティマネジメント(FM) によって総合的な管理・運営を行います。						
特記事項	※ 公共用地や施設などを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法のこと						
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
	図面の電子化 現場現状調査 各基準・指針作成 台帳整備	維持保全システム調査・検討 利活用(FM)検討	維持保全システムの構築	維持保全システムの運用	維持保全システムの運用	政策	41,800
						経常	0
						合計	41,800

新規・継続	新規	事業コード	0 - II - 5 - ②	事業名	職員の意識改革の推進		
所管課	総務部		職員課	関連課			
事業目標	新任管理者(課長・課長代理)及び新任監督者(課長補佐・係長)等に対して意識改革研修を行い、全職員の意識改革と適正な事務執行を推進し、市民に信頼される市役所づくりに努めます。						
特記事項							
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)	
	管理監督者研修の実施	管理監督者研修の実施	管理監督者研修の実施	管理監督者研修の実施	管理監督者研修の実施	政策	0
						経常	4,925
合計						4,925	

### Ⅲ 基礎条件(1 人口)

少子高齢化の進行への対応準備を行いつつ、人口数と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります

#### 【基本計画方針】

- 1 本市の人口は減少傾向で推移していくことが見込まれていますが、将来に向け地域の特性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め少子高齢化の進行への対応準備を行いつつ、年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめます。平成27年(2015年)には、総人口165,000人を見込むものとします。
- 2 環境を保全しつつ魅力ある居住環境の整備、子どもを安心して生み、健やかに育てられる子育てのしやすい環境づくりなどにより、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざします。
- 3 本市を訪れる観光客や、本市で活動する就業者・通学者などの人たちについても、まちに活力とにぎわいをもたらすよう市からの情報発信を図るとともに、連携・協力をめざします。

#### 【主な実施計画事業】

##### 【健やかで心豊かに暮らせるまち】

- 4-1-4-① 子育て支援の充実
- 4-1-4-② 子育て支援センターの充実
- 4-1-4-③ ファミリーサポートセンターの運営
- 4-1-4-④ 次世代育成支援対策の推進
- 4-1-4-⑤ 在宅子育て家庭の支援
- 4-1-4-⑥ 幼稚園就園支援事業の推進
- 4-1-4-⑦ こどもと家庭の相談事業の推進
- 4-1-4-⑧ 小児医療費の助成
- 4-1-4-⑨ 保育の充実(低年齢児保育、一時保育、病後児保育など)
- 4-1-4-⑩ 保育施設の整備(私立保育園)
- 4-1-4-⑪ 待機児童対策施設の整備
- 4-1-4-21 つどいの広場の整備
- 4-1-4-22 こども安全パトロールの実施
- 4-1-4-23 認定こども園の設置
- 4-2-2-② 少人数教育の充実
- 4-4-2-① 子ども会館・子どもの家の整備

##### 【都市環境を保全・創造するまち】

- 3-1-2-⑤ 街区公園の整備
- 【安全で快適な生活が送れるまち】
- 5-3-2-① オムニバスタウン計画の推進
- 5-5-1-① 住宅政策の推進
- 5-5-1-③ あんしん賃貸住宅の居住支援
- 5-5-2-① 市営住宅の総合的整備計画の策定

##### 【活力ある暮らしやすいまち】

- 6-2-6-① 産業環境の整備
- 6-3-2-① 観光案内施設の整備・充実
- 6-3-3-① 観光情報の提供充実
- 6-4-5-① 雇用対策の推進

##### 【計画の推進】

- 7-2-1-① 地域コミュニティの活性化
- 7-3-1-① 地域福祉の推進

## Ⅲ 基礎条件（2 土地利用）

自然的・歴史的な特性を十分生かし、適切な土地利用への誘導と規制を行っていく必要があります

### 【基本計画方針】

- 1 本市の最大の特徴である歴史的遺産や文化資源とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、公共の福祉を優先させ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。
- 2 そのため、鎌倉らしさを継承する地域や、都市基盤を強化する地域、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域の個性を引き出す土地利用を図ります。
- 3 特に、鎌倉地域周辺は、現存する歴史・自然環境を保全し、世界遺産への登録をめざすなど、歴史的遺産をさらに活用するとともに、古都保存法制定の経緯を踏まえた上で、周辺への景観や環境と一体となったまちづくりを進めます。
- 4 鎌倉駅周辺・大船駅周辺・深沢地域国鉄跡地周辺における土地利用は、新たな都市基盤の強化等、都市拠点として整備していきます。
- 5 腰越駅周辺や玉縄地域は、計画的に土地利用を進めるための方針を明らかにし、海浜部は鎌倉らしさを回復し、その魅力を高めていきます。
- 6 利用区分ごとの利用方針

新たな土地利用の誘導も含め、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現します。また、良好な市街地環境が形成されるよう、必要な市街地整備を図り、特に基盤未整備地区においては、市民生活の向上をめざした整備を行います。

#### 1) 住宅系土地

住宅都市としての鎌倉の特性を継承し、さらに磨きをかけるため、住宅系土地利用の維持、良好な住環境の保全・創造に重点を置きます。

#### 2) 商業・工業系土地

市民へのサービスの提供、都市としての性格や税収のバランスの維持、新たな職住近接の実現を図るため、商業や工業系土地利用の維持を図るとともに、適切な土地利用への誘導を図ります。また、観光都市としての性格も考慮し、観光施設や文化施設等、鎌倉を楽しむための土地利用を誘導します。

#### 3) 農地

関谷地区に広がる農地と市内各所に点在する農地は、鎌倉市の都市環境形成上の貴重な緑地空間として位置づけ、保全を図ります。

#### 4) 緑地

鎌倉地域を囲む緑地やその他のまとまった規模の緑地（主に市街化調整区域）、都市計画法、古都保存法等の法規制により担保された緑地、市街化区域内の大規模緑地、その他の市街化区域内の一団の緑地については、保全を図ります。

#### 5) 海岸・河川

海岸については、市民の安全で快適なレクリエーションの場として、公園整備等を推進するとともに、沿岸漁業育成の基盤としての位置づけにも留意して保全を進めます。河川については、治水を基本とし、それぞれの河川の持つ特性を生かしながら市民の親しめる水辺空間として、景観の保全や浄化の推進など系統的な整備を図ります。

#### 6) 道路

道路は、都市の骨格を形成する施設であり、しかも単に交通の利便を目的とするだけでなく、都市空間及び防災空間としての多面的機能を持つことも考慮し、市民の安全で快適な生活環境を確保しつつ整備を図ります。

### 【主な実施計画事業】

#### 【歴史を継承し文化を創造するまち】

2-1-6-① 世界遺産登録の推進

#### 【都市環境を保全・創造するまち】

- 3-1-1-① 緑の基本計画の推進  
3-1-1-③ 特別緑地保全地区等の指定の推進  
3-1-2-① (仮称)山崎・台峯緑地の整備  
3-1-2-⑥ 鎌倉広町緑地の整備  
3-2-1-① 景観計画の運用

#### 【安全で快適な生活が送れるまち】

- 5-2-1-① 都市マスタープランの推進  
5-2-1-② 鎌倉駅周辺地区の整備（古都中心市街地まちづくり構想の推進）  
5-2-1-③ 大船駅東口第2地区第一種市街地再開発事業の推進  
5-2-1-⑤⑨ 大船駅周辺整備構想（駅の拡充整備・大船駅西口整備事業）  
5-2-1-⑩ 深沢地域国鉄跡地周辺の整備  
5-2-2-① 高度地区等の指定  
5-2-2-② 玉縄地域のまちづくり  
5-2-2-③ 北鎌倉駅周辺のまちづくり  
5-2-2-⑤⑥⑦ フラワーセンター大船植物園（苗ほ）の活用（広場・道路の整備）  
5-2-3-① 鎌倉市まちづくり条例等の見直し

### Ⅲ 基礎条件（3 環境）

人と自然及び歴史的遺産が共生し、かつ環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向け、総合的・計画的に取り組む必要があります

#### 【基本計画方針】

- 1 人と自然・歴史的遺産が共生し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けて、環境基本計画等に基づいて総合的・計画的に環境行政を推進していきます。
- 2 国際的視野を持って、日常生活や事業活動から地球環境の保全を進めます。
- 3 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。
- 4 歴史的、文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い歴史的、文化的環境を確保します。
- 5 地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、緑地、水辺地等を適正に保全することにより、うるおいとやすらぎのある良好な都市環境を創造します。
- 6 野生動植物の生息や生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、人と自然の豊かなふれあいを確保します。
- 7 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。
- 8 環境に関心を持ち、環境保全活動に取り組み、活動の環を広げます。

#### 【主な実施計画事業】

##### 【都市環境を保全・創造するまち】

- 3-1-1-① 緑の基本計画の推進
- 3-3-1-① ごみの発生抑制の啓発
- 3-3-1-② 生ごみの排出抑制
- 3-3-2-① 紙類等の資源化
- 3-3-2-② ペットボトル・容器包装プラスチックの資源化
- 3-3-2-③ 植木剪定材の資源化
- 3-3-2-④ 焼却残さの最終処分
- 3-3-2-⑤ バイオマスエネルギー回収施設の整備
- 3-3-3-⑤ 広域化計画の推進
- 3-3-4-① まち美化の推進
- 3-3-4-② 路上喫煙防止の推進
- 3-3-6-① 環境政策の推進
- 3-3-6-② 環境教育の推進
- 3-3-6-③ 雨水利用の促進
- 3-3-6-④ 太陽光発電設備助成
- 3-3-6-⑤ 地球温暖化対策の推進

##### 【安全で快適な生活が送れるまち】

- 5-6-4-① 市街化調整区域内の生活排水処理
- 5-6-7-① 河川等の親水環境の整備

##### 【活力ある暮らしやすいまち】

- 6-2-2-① 農産物等ブランド事業